

四半期報告書

(第107期第2四半期)

自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日

コニカミノルタホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	2
3【関係会社の状況】	2
4【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【生産、受注及び販売の状況】	3
2【事業等のリスク】	3
3【経営上の重要な契約等】	3
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3【設備の状況】	8
第4【提出会社の状況】	9
1【株式等の状況】	9
2【株価の推移】	24
3【役員の状況】	24
第5【経理の状況】	25
1【四半期連結財務諸表】	26
2【その他】	41
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	42

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月10日
【四半期会計期間】	第107期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	コニカミノルタホールディングス株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長 松 崎 正 年
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 富 正 俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 富 正 俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第106期 第2四半期連結 累計期間	第107期 第2四半期連結 累計期間	第106期 第2四半期連結 会計期間	第107期 第2四半期連結 会計期間	第106期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	393,341	391,825	203,901	197,168	804,465
経常利益 (百万円)	8,728	17,902	8,125	11,480	40,818
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,534	8,636	3,235	5,145	16,931
純資産額 (百万円)	—	—	409,883	413,862	420,775
総資産額 (百万円)	—	—	894,594	850,508	865,797
1株当たり純資産額 (円)	—	—	770.92	778.18	791.28
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	6.67	16.29	6.10	9.70	31.93
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	6.23	15.77	5.73	9.39	30.32
自己資本比率 (%)	—	—	45.7	48.5	48.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	54,096	31,814	—	—	113,377
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△22,013	△19,237	—	—	△40,457
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,383	△7,755	—	—	△43,803
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	174,355	169,488	164,146
従業員数 (人)	—	—	36,008	36,703	36,048

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	36,703
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	213
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比
情報機器事業	百万円 76,684	% —
オプト事業	34,154	—
メディカル&グラフィック事業	9,973	—
その他	3,305	—
合計	124,118	—

(注) 1 金額は、売価換算値で表示しております。

2 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注実績

当社グループは見込み生産を主としておりますので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

販売状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において各セグメントの業績に関連付けて示しております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

① 連結業績全般の概況

	当第2四半期 連結会計期間 (自22. 7. 1 至22. 9. 30)	前第2四半期 連結会計期間 (自21. 7. 1 至21. 9. 30)	増減	
	億円	億円	億円	%
売上高	1,971	2,039	△67	△3.3
売上総利益	924	892	32	3.7
営業利益	127	97	30	30.9
経常利益	114	81	33	41.3
税金等調整前四半期純利益	94	65	28	44.5
四半期純利益	51	32	19	59.0
1株当たり四半期純利益	円 銭 9.70	円 銭 6.10	円 銭 3.60	% 59.0
	億円	億円	億円	%
設備投資額	135	99	35	35.7
減価償却費	135	155	△19	△12.6
研究開発費	182	176	5	3.2
フリー・キャッシュ・フロー	億円 138	億円 269	億円 △130	% △48.5
	人	人	人	%
連結従業員数	36,703	36,008	695	1.9
	円 銭	円 銭	円 銭	%
為替レート				
USドル	85.87	93.65	△7.78	△8.3
ユーロ	110.66	133.74	△23.08	△17.3

当第2四半期連結会計期間（以下「当四半期」）における当社グループの売上高は、1,971億円（前年同期比3.3%減収）となりました。当四半期は、USドル、ユーロとも前年同期に比べて大幅な円高となったため、為替換算によるマイナス影響が約162億円ありました。なお、この円高要因を除いた売上高の伸びでは、約95億円（4.7%）の増収となります。情報機器事業では、オフィス用MFP（デジタル複合機）の新製品が日米欧の市場並びに新興国市場で好調な販売が続き、カラー機、モノクロ機とも当四半期の販売台数は前年同期を大きく上回りました。一方、オプト事業ではTACフィルム（液晶偏光板用保護フィルム）やガラス製ハードディスク基板、BD（ブルーレイディスク）用光ピックアップレンズなど当社の主力製品がいずれも顧客先における生産調整の影響を受けて、当四半期の販売数量は総じて伸び悩みました。

営業利益は、127億円（前年同期比30.9%増益）となりました。円高による為替換算のマイナス影響を受けたものの、コストを低減した採算性の高いMFP新製品を中心とした販売数量の増加によって売上総利益を大きく押し上げたことが主たる増益の要因であります。

経常利益は、営業外損益において為替差損等により12億円の費用超過となったものの、上述の営業増益に伴い114億円（同41.3%増益）となりました。

税金等調整前四半期純利益は、グラフィック事業が米国に有したCTP（印刷用プレート）事業の売却に伴う構造改善費用を特別損失として計上したこと等により94億円（同44.5%増益）となりました。

これらの結果、四半期純利益は、51億円（同59.0%増益）となりました。

当社グループは、昨年4月に策定した『経営方針<09-10>』のもと、現下に直面する諸環境の激変を自らのポジションを高めるチャンスと捉え、より強く新しい流れを創りだし、成長につなげるための取り組みを進めています。本方針は、①企業体質改革の実行、②強い成長の実現、③風土改革、の3点を重要課題として掲げ、前平成22年3月期及び当平成23年3月期の2年間を取り組み期間としております。

その2年目となる当期は、予断を許さぬ経済環境の中にあっても、二期連続した減収減益の流れを断ち切るべく「成長軌道への転換点」と位置付け、強い成長の実現を目指す「攻めの経営」へ舵を切っております。とりわけ、既存事業の売上伸長並びに業容拡大に注力するとともに、需要拡大が見込まれるアジア市場での販売拡大に積極的に取り組んでおります。この方針に沿って、情報機器事業及びメディカル事業では、インド市場への直販体制の強化を目指してそれぞれ販売会社を設立しました。また、プロダクションプリント事業、とりわけデジタル商業印刷分野での事業拡大を加速させることを狙いとして、メディカル&グラフィック事業の印刷部門を情報機器事業に統合するグループ内再編を本年10月に実施しました。上述の米国CTP事業の売却もこの施策の一環として、選択と集中の観点から実施したものであります。

② 主要3セグメントの状況

		当第2四半期 連結会計期間 (自22.7.1 至22.9.30)	前第2四半期 連結会計期間 (自21.7.1 至21.9.30)	増減	
		億円	億円	億円	%
情報機器事業	外部売上高	1,332	1,327	5	0.4
	営業利益	119	76	43	56.3
オプト事業	外部売上高	339	364	△25	△6.9
	営業利益	28	44	△15	△35.1
メディカル& グラフィック事業	外部売上高	238	292	△53	△18.2
	営業利益	6	9	△2	△30.7

1) 情報機器事業 (事業担当：コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社)

オフィス分野：A3MFPでは、お客様のTCO（導入・利用・維持管理にかかる総コスト）削減に貢献することを訴求した「bizhub（ビズハブ）」シリーズのカラー機及びモノクロ機が、国内外の主要市場において好調な販売が続き、当四半期の販売台数は前年同期を大きく上回りました。また、新興国市場専用機として投入したモノクロMFP「bizhub 184/164」は、中国市場を中心にシェア拡大に寄与しました。一方、海外市場での需要拡大が見込まれるA4MFPでは、カラー機の新製品「bizhub C35」を発売し、オフィス用MFPの品揃えを一層強化しました。

プロダクションプリント分野：従来製品である「bizhub PRO（ビズハブプロ）」シリーズに加え、デジタル商業印刷での本格展開を目指し、当分野の最上位機「bizhub PRESS（ビズハブプレス）C8000」の発売を開始しました。

このように、当事業では「ジャンルトップ戦略」に沿って、オフィス分野及びプロダクションプリント分野において市場競争力を高めた新製品を中心に販売拡大に注力しました。また、当社が同戦略のもとで構築してきた強固な顧客接点を活かして新たな価値提供・事業機会の拡大を図る、OPS（出力・文書管理の環境を最適化することでコスト削減と効率性向上を図るサービス）のグローバル展開にも着手しました。これらの結果、当事業の外部顧客に対する売上高は1,332億円（前年同期比0.4%増収）となりました。なお、為替換算による約140億円のマイナス影響を除いた売上高の伸び率では11.0%の増収となります。営業利益は、販売数量の増加に伴う売上総利益の増加により、119億円（同56.3%増益）となりました。

2) オプト事業 (事業担当：コニカミノルタオプト株式会社)

ディスプレイ部材分野：液晶パネルメーカー各社の生産調整の影響を受ける中、当社が強みをもつ薄膜タイプ、超広幅のTACフィルムについては前年並みの販売数量を維持しましたが、VA-TACフィルム（視野角拡大フィルム）は前年同期を下回りました。

メモリー分野：光ピックアップレンズはパソコン向けやゲーム機、AV機器向けともに顧客先での生産調整の影響を受け、当四半期の販売数量は、BD用、DVD用を含め全般に期待したほどの伸びには至りませんでした。ガラス製ハードディスク基板は320GB対応の高記録密度製品が堅調に推移したものの、ノートパソコンの生産調整の影響を受け、当四半期の販売数量の伸びは鈍化しました。

画像入出力コンポーネント分野：デジタルカメラやビデオカメラ向け、カメラ付携帯電話向けなど光学コンポーネントは、総じて低調に推移しました。

このように、当事業ではTACフィルムや光ピックアップレンズ、ガラス製ハードディスク基板の主力製品においてデジタル家電全般にわたる生産調整の影響を受け、販売は伸び悩みました。これらの結果、当事業の外部顧客に対する売上高は339億円（前年同期比6.9%減収）、営業利益は28億円（同35.1%減益）となりました。

3) メディカル&グラフィック事業 (事業担当：コニカミノルタエムジー株式会社)

ヘルスケア分野：デジタルX線画像診断領域では、デジタル入力機器・システムやサービス・ソリューションビジネスの販売拡大に注力しました。当四半期のデジタル入力機器の販売台数は、小規模医療施設向けの小型CR「REGIUS（レジウス）MODEL 110」が牽引し、国内外市場とも前年同期を上回りました。一方、フィルム製品は、フィルムレス化が更に進行し、販売数量は前年同期を下回りました。

印刷分野：金融危機後の市況低迷の中で投資マインドの冷え込みが続き市場環境が厳しい中、デジタル色校正機やオンデマンド印刷機などデジタル印刷機器の販売拡大に取り組み、販売台数は前年同期を上回りました。

このように、当事業ではデジタル機器やシステム、サービス・ソリューションビジネスの取組み強化に努めましたが、継続するフィルム製品の販売減少に加えて為替の円高影響を受けました。これらの結果、当事業の外部顧客に対する売上高は238億円（前年同期比18.2%減収）となりました。営業利益は、売上減少に伴う売上総利益減少に対して経費削減の取り組みを徹底いたしました。6億円（同30.7%減益）となりました。

(2) 財政状態の分析

	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末	増減
総資産 (億円)	8,505	8,657	△152
負債 (億円)	4,366	4,450	△83
純資産 (億円)	4,138	4,207	△69
1株当たり純資産額 (円)	778.18	791.28	△13.10
自己資本比率 (%)	48.5	48.5	0.1

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比152億円(1.8%)減少の8,505億円となりました。流動資産は27億円(0.6%)増加の4,920億円(総資産比57.9%)となり、固定資産は180億円(4.8%)減少の3,584億円(総資産比42.1%)となりました。

流動資産については、現金及び預金が前連結会計年度末比45億円増加の901億円、有価証券を含めた現金及び現金同等物としては53億円増加の1,694億円となり、手元資金が増加しました。一方、受取手形及び売掛金は前連結会計年度末比170億円減少の1,607億円となりましたが、たな卸資産は前連結会計年度末比75億円増加の1,057億円となりました。また繰延税金資産が37億円、未収入金が16億円増加しました。

固定資産については、有形固定資産がオプト事業の建物や機械装置等の取得により増加した一方、全体として償却が進んだことにより前連結会計年度末比66億円減少の1,984億円となりました。また、無形固定資産ものれんやその他無形固定資産の償却等により、前連結会計年度末比81億円減少の909億円となりました。投資その他の資産は、株価下落に伴い投資有価証券が時価評価等により23億円減少したこともあり、前連結会計年度末比33億円減少の690億円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末比83億円(1.9%)減少の4,366億円(総資産比51.3%)となりました。固定資産の取得等に伴い未払金が前連結会計年度末比41億円、設備関係支払手形が14億円、それぞれ増加した一方、退職給付引当金は第1四半期連結会計期間における特例掛金拠出もあり前連結会計年度末比55億円減少しました。また、有利子負債(長短借入金と社債の合計額)は、主に短期借入金の返済により64億円減少の1,909億円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末比69億円(1.6%)減少の4,138億円(総資産比48.7%)となりました。利益剰余金は当第2四半期連結累計期間における四半期純利益の計上による増加86億円、配当金による減少39億円などにより、前連結会計年度末比46億円増加の1,984億円となりました。また、USドル及びユーロを中心とした円高に伴う為替換算調整勘定の変動により、評価・換算差額等は前連結会計年度末比116億円減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の1株当たり純資産額は778.18円となり、自己資本比率は総資産及び自己資本ともに減少したこともあり、前連結会計年度末と変動なく48.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(単位：億円)

	当第2四半期 連結会計期間	前第2四半期 連結会計期間	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	243	398	△154
投資活動によるキャッシュ・フロー	△104	△128	23
計 (フリー・キャッシュ・フロー)	138	269	△130
財務活動によるキャッシュ・フロー	△49	△80	30

当第2四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フロー243億円の創出と、設備投資を中心とした投資活動によるキャッシュ・フロー104億円の支出の結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは138億円のプラスとなりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは49億円のマイナスとなりました。

その他に、現金及び現金同等物に係る換算差額4億円の調整があり、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末比93億円増加の1,694億円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益94億円、減価償却費135億円等によるキャッシュ・フローの増加と、法人税等の支払い16億円等との相殺により、営業活動によるキャッシュ・フローは243億円のプラス（前第2四半期連結会計期間は398億円のプラス）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

情報機器事業における新製品ののための金型投資及び戦略事業であるオプト事業における生産能力増強に係る投資等の有形固定資産の取得による支出90億円を中心に、投資活動によるキャッシュ・フローは104億円のマイナス（前第2四半期連結会計期間は128億円のマイナス）となりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは138億円のプラス（前第2四半期連結会計期間は269億円のプラス）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金及びリース債務の返済47億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは49億円のマイナス（前第2四半期連結会計期間は80億円のマイナス）となりました。

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は182億円となりました。
なお、当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

(注) 「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充のうち完了したものは、次のとおりであります。

セグメントの名称	会社名（所在地）	主な設備の内容	金額 (百万円)	完了年月
情報機器事業	コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱ (東京都千代田区)	金型、IT関連	1,241	平成22年7月～9月
オプト事業	コニカミノルタオプト㈱ (東京都八王子市)	液晶フィルム、光学デバイス生産設備	1,002	平成22年7月～9月
	Konica Minolta Glass Tech Malaysia Sdn. Bhd. (Melaka, Malaysia)	光学デバイス生産設備	3,486	平成22年7月～9月
その他	コニカミノルタホールディングス㈱ (東京都千代田区)	建物、IT関連	582	平成22年7月～9月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成22年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成22年11月10日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	単元株式数は500株であり ます。
計	531,664,337	同左	—	—

（注） 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	191	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年8月23日 ～平成37年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p> <p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を平成18年9月1日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	161	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年9月2日 ～平成38年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,454 資本組入額 727	
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、平成37年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p> <p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成19年8月22日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	190	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月23日 ～平成39年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,635 資本組入額 818	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
(a) 平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年7月1日より平成39年6月30日まで
(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
(3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
(4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式としております。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定してしております。

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成20年8月18日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	216	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日 ～平成40年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,419 資本組入額 710	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
(a) 平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年7月1日より平成40年6月30日まで
(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
(3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
(4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成21年8月4日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成21年8月19日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	379	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年8月20日 ～平成41年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 776 資本組入額 388	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成40年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年7月1日より平成41年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合で、当社が必要と認めるときは、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年8月11日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成22年8月27日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	376	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年8月28日 ～平成42年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 664 資本組入額 332	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成41年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成41年7月1日より平成42年6月30日まで

(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。

(4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合で、当社が必要と認めるときは、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

② 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,785,564
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,383 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日 ～平成28年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,383 資本組入額 1,192
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	40,000

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないこととされており、「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称していうものとしております。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。

(a) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式としております。

(c) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。

イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。

- ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
 - (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。
 - (e) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
 - (f) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。
 - (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (h) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
 - (i) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこれについて合意していないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならぬとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	531,664,337	—	37,519	—	135,592

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	33,221	6.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	24,542	4.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13)	20,527	3.86
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	18,474	3.47
ジェービー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4-16-13)	18,160	3.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	15,494	2.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	12,009	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,875	2.23
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2-2-2	10,801	2.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13)	10,357	1.94
計	—	175,464	33.00

(注) 1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である株式会社三菱東京UFJ銀行ほか4名の共同保有者から大量保有報告書により当社の株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は平成22年1月5日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数(千株)	株券等の保有割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-1	51,007	9.58

2 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日はテンプレート・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)：平成22年3月31日、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社(共同保有)：平成22年8月13日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数(千株)	株券等の保有割合(%)
テンプレート・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	44,797	8.43
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社(共同保有)	東京都千代田区霞が関1-4-2	33,873	6.37

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,424,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 528,292,500	1,056,585	—
単元未満株式	普通株式 1,947,337	—	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,056,585	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に15,500株(議決権31個)、「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。

2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に227株含まれております。

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) コニカミノルタホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内1-6-1	1,424,500	—	1,424,500	0.27
計	—	1,424,500	—	1,424,500	0.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	1,267	1,204	1,043	957	880	883
最低（円）	1,071	948	852	827	719	729

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	90,133	85,533
受取手形及び売掛金	160,713	177,720
リース債権及びリース投資資産	13,086	13,993
有価証券	80,000	79,000
たな卸資産	※2 105,763	※2 98,263
繰延税金資産	22,837	19,085
未収入金	9,283	7,639
その他	14,679	12,720
貸倒引当金	△4,456	△4,703
流動資産合計	492,040	489,253
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	67,036	66,708
機械装置及び運搬具（純額）	57,437	52,782
工具、器具及び備品（純額）	20,955	22,026
土地	33,934	34,320
リース資産（純額）	405	366
建設仮勘定	8,793	16,901
貸与資産（純額）	9,853	11,952
有形固定資産合計	※1 198,416	※1 205,057
無形固定資産		
のれん	66,295	71,936
その他	24,673	27,137
無形固定資産合計	90,969	99,074
投資その他の資産		
投資有価証券	19,645	22,029
長期貸付金	174	164
長期前払費用	3,151	3,353
繰延税金資産	34,182	35,304
その他	12,743	12,375
貸倒引当金	△815	△815
投資その他の資産合計	69,082	72,411
固定資産合計	358,468	376,544
資産合計	850,508	865,797

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	85,284	83,118
短期借入金	51,868	58,231
1年内返済予定の長期借入金	32,512	27,501
未払金	34,708	30,536
未払費用	23,439	24,882
未払法人税等	5,722	2,488
賞与引当金	11,120	11,173
役員賞与引当金	82	149
製品保証引当金	1,434	1,869
事業整理損失引当金	3,935	4,714
設備関係支払手形	1,982	562
資産除去債務	19	—
その他	17,637	22,086
流動負債合計	269,749	267,313
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	66,549	71,625
再評価に係る繰延税金負債	3,733	3,733
退職給付引当金	48,741	54,245
役員退職慰労引当金	285	450
資産除去債務	983	—
その他	6,603	7,654
固定負債合計	166,896	177,708
負債合計	436,645	445,022
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,519	37,519
資本剰余金	204,140	204,140
利益剰余金	198,404	193,790
自己株式	△1,664	△1,743
株主資本合計	438,399	433,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	741
繰延ヘッジ損益	△188	33
為替換算調整勘定	△25,952	△14,947
評価・換算差額等合計	△25,780	△14,172
新株予約権	594	617
少数株主持分	648	622
純資産合計	413,862	420,775
負債純資産合計	850,508	865,797

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	393,341	391,825
売上原価	224,459	210,923
売上総利益	168,881	180,901
販売費及び一般管理費	※1 159,722	※1 158,295
営業利益	9,159	22,606
営業外収益		
受取利息	758	618
受取配当金	204	211
持分法による投資利益	—	42
為替差益	234	—
その他	2,603	2,044
営業外収益合計	3,801	2,917
営業外費用		
支払利息	1,851	1,490
持分法による投資損失	40	—
為替差損	—	3,310
その他	2,339	2,819
営業外費用合計	4,232	7,620
経常利益	8,728	17,902
特別利益		
固定資産売却益	159	144
投資有価証券売却益	—	0
事業整理損失引当金戻入額	696	173
在外子会社におけるその他の特別利益	※2 598	※2 368
特別利益合計	1,454	686
特別損失		
固定資産除売却損	1,651	992
投資有価証券売却損	13	—
投資有価証券評価損	222	1,559
減損損失	164	53
事業構造改善費用	※3 1,216	※3 3,398
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	983
特別損失合計	3,268	6,987
税金等調整前四半期純利益	6,913	11,601
法人税等	3,380	2,942
少数株主損益調整前四半期純利益	—	8,658
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△1	22
四半期純利益	3,534	8,636

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	203,901	197,168
売上原価	114,695	104,705
売上総利益	89,206	92,462
販売費及び一般管理費	※1 79,457	※1 79,700
営業利益	9,748	12,761
営業外収益		
受取利息	318	375
受取配当金	17	12
その他	1,072	1,080
営業外収益合計	1,407	1,468
営業外費用		
支払利息	812	748
持分法による投資損失	7	6
為替差損	1,179	706
その他	1,030	1,288
営業外費用合計	3,030	2,749
経常利益	8,125	11,480
特別利益		
固定資産売却益	122	119
事業整理損失引当金戻入額	231	169
特別利益合計	353	289
特別損失		
固定資産除売却損	1,425	717
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	10	576
減損損失	163	51
事業構造改善費用	※2 369	※2 1,020
特別損失合計	1,969	2,365
税金等調整前四半期純利益	6,510	9,403
法人税等	3,260	4,238
少数株主損益調整前四半期純利益	—	5,164
少数株主利益	13	19
四半期純利益	3,235	5,145

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,913	11,601
減価償却費	30,897	27,455
減損損失	164	53
のれん償却額	4,698	4,283
受取利息及び受取配当金	△963	△829
支払利息	1,851	1,490
固定資産除売却損益 (△は益)	1,492	847
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	236	1,559
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,264	△5,906
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,241	△779
売上債権の増減額 (△は増加)	991	3,479
たな卸資産の増減額 (△は増加)	26,339	△14,189
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,027	12,441
貸与資産振替による減少額	△3,655	△2,934
未収入金の増減額 (△は増加)	1,621	△3,063
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△6,237	1,769
未払又は未収消費税等の増減額	3,618	△532
その他	△8,285	△1,179
小計	48,678	35,567
利息及び配当金の受取額	1,171	818
利息の支払額	△1,969	△1,445
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	6,215	△3,126
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,096	31,814
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19,816	△16,870
有形固定資産の売却による収入	234	572
無形固定資産の取得による支出	△2,160	△2,511
貸付けによる支出	△114	△334
貸付金の回収による収入	107	82
投資有価証券の取得による支出	△92	△3
投資有価証券の売却による収入	16	0
その他の投資による支出	△592	△558
その他	404	385
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,013	△19,237

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,816	△3,019
長期借入れによる収入	16,095	—
長期借入金の返済による支出	△9,261	△54
リース債務の返済による支出	△958	△711
自己株式の売却による収入	2	2
自己株式の取得による支出	△17	△56
配当金の支払額	△5,293	△3,968
少数株主からの払込みによる収入	—	51
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,383	△7,755
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,161	522
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	40,627	5,342
現金及び現金同等物の期首残高	133,727	164,146
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 174,355	※ 169,488

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、Konica Minolta Healthcare India Private Ltd. は、新たに設立したため連結子会社を含めております。また、コニカミノルタプロ(株)、Konica Minolta Printing Solutions Asia Pty. Ltd. は清算終了により、Konica Minolta Business Solutions (MONTREAL) Inc. は連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions (Canada) Ltd. が吸収合併したため、Albin Industries, Inc.、Frontier Business Systems, Inc.、Hughes-Calihan Corporationは連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. が吸収合併したため、連結子会社から除外しております。

(2) 変更後の連結子会社の数 91社

2 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用非連結子会社

① 持分法適用非連結子会社の変更

当第2四半期連結会計期間より、Konica Holding Australia Pty. Ltd. は清算終了により持分法適用の範囲から除外しております。

② 変更後の持分法適用非連結子会社数 4社

(2) 持分法適用関連会社

① 持分法適用関連会社の変更

当第2四半期連結会計期間より、MHIメディカルシステムズ(株)は清算終了により持分法適用の範囲から除外しております。

② 変更後の持分法適用関連会社数 2社

3 会計処理基準に関する事項の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は983百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は983百万円であります。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第2四半期連結会計期間末の一般債権の貸倒見積高算定に関しては、貸倒実績率に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。

2 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

3 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

税金費用の計算

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(当社社債の発行予定)

当社は、平成22年8月17日に代表執行役社長が、平成22年12月31日までの期間において無担保社債を発行することを決定しております。

概要は次のとおりであります。

- (1) 募集総額 300億円以内
- (2) 払込金額 各社債の金額100円につき100円
- (3) 償還期限 10年以内
- (4) 利率 社債償還年限とほぼ同じ残存年数をもつ国債利回り+0.5%以下
- (5) 資金使途 借入金返済資金及び設備投資資金に充当

なお、上記発行予定の無担保社債の具体的な内容は、財務担当執行役が決定いたします。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 440,816百万円	※1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 434,396百万円
※2 たな卸資産内訳 商品及び製品 74,212百万円 仕掛品 14,399 〃 原材料及び貯蔵品 17,151 〃	※2 たな卸資産内訳 商品及び製品 67,349百万円 仕掛品 15,541 〃 原材料及び貯蔵品 15,373 〃
3 保証債務 連結会社以外の会社等の、金融機関からの借入やリース債務等に対し、692百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先における金融機関からの借入に対し、116百万円の保証予約を行っております。	3 保証債務 連結会社以外の会社等の、金融機関からの借入やリース債務等に対し、1,926百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先における金融機関からの借入に対し、85百万円の保証予約を行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 5,443百万円 運送保管料 8,480 〃 広告宣伝費 5,699 〃 給料賃金 35,828 〃 賞与引当金繰入額 4,824 〃 研究開発費 35,303 〃 減価償却費 7,866 〃 退職給付費用 2,768 〃 貸倒引当金繰入額 604 〃	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 5,609百万円 運送保管料 10,728 〃 広告宣伝費 6,481 〃 給料賃金 33,490 〃 賞与引当金繰入額 4,606 〃 研究開発費 35,344 〃 減価償却費 7,265 〃 退職給付費用 2,865 〃 貸倒引当金繰入額 769 〃
※2 在外子会社におけるその他の特別利益は、米国の子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。	※2 在外子会社におけるその他の特別利益は、米国の子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。
※3 事業構造改善費用は、情報機器事業及びメディカル&グラフィック事業における、人員再配置・最適化に伴う退職金等であります。	※3 事業構造改善費用は、主に、メディカル&グラフィック事業における事業再編に伴う費用及び情報機器事業における人員再配置・最適化に伴う退職金等であります。

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 3,119百万円 運送保管料 4,457 〃 広告宣伝費 3,081 〃 給料賃金 17,480 〃 賞与引当金繰入額 2,452 〃 研究開発費 17,633 〃 減価償却費 3,891 〃 退職給付費用 1,357 〃 貸倒引当金繰入額 459 〃	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 3,504百万円 運送保管料 5,556 〃 広告宣伝費 3,379 〃 給料賃金 16,422 〃 賞与引当金繰入額 2,367 〃 研究開発費 18,202 〃 減価償却費 3,627 〃 退職給付費用 1,492 〃 貸倒引当金繰入額 371 〃
※2 事業構造改善費用は、情報機器事業及びメディカル&グラフィック事業における、人員再配置・最適化に伴う退職金等であります。	※2 事業構造改善費用は、主にメディカル&グラフィック事業における事業再編に伴う費用であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 87,384百万円	現金及び預金 90,133百万円
有価証券 87,500 "	有価証券 80,000 "
計 174,884百万円	計 170,133百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △529 "	預入期間が3か月超の定期預金 △644 "
現金及び現金同等物 174,355百万円	現金及び現金同等物 169,488百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結会計期間末
普通株式(株)	531,664,337

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結会計期間末
普通株式(株)	1,424,727

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	661,000	594

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	3,976	7.50	平成22年3月31日	平成22年5月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	3,976	7.50	平成22年9月30日	平成22年11月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(単位:百万円)

	情報機器 事業	オプト 事業	メディカル &グラフィック 事業	計測機器 事業	その他 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	132,720	36,483	29,201	1,635	3,860	203,901	—	203,901
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	858	184	652	239	11,287	13,222	(13,222)	—
計	133,579	36,668	29,853	1,874	15,148	217,124	(13,222)	203,901
営業費用	125,934	32,210	28,890	2,050	14,309	203,395	(9,242)	194,152
営業利益(△営業損失)	7,644	4,457	962	△175	838	13,728	(3,979)	9,748

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

(単位:百万円)

	情報機器 事業	オプト 事業	メディカル &グラフィック 事業	計測機器 事業	その他 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	259,940	70,474	52,928	3,043	6,954	393,341	—	393,341
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,600	349	928	450	22,458	25,787	(25,787)	—
計	261,540	70,823	53,857	3,493	29,412	419,128	(25,787)	393,341
営業費用	253,651	64,704	52,063	3,870	28,123	402,412	(18,230)	384,181
営業利益(△営業損失)	7,889	6,119	1,793	△376	1,289	16,716	(7,556)	9,159

(注) 1 事業区分の方法: 製品の種類・販売市場の類似性、事業及び事業管理の実態に基づき、情報機器事業、オプト事業、メディカル&グラフィック事業、計測機器事業及びその他事業の5つのセグメントに区分しております。

2 各事業に属する主要製品の名称

事業区分	主要製品
情報機器事業	MFP、プリンター 他
オプト事業	光学デバイス、電子材料 他
メディカル&グラフィック事業	医療、印刷用製品 他
計測機器事業	産業用、医用計測機器 他
その他事業	上記製品群に含まれないもの

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、第2四半期連結会計期間7,635百万円、第2四半期連結累計期間14,942百万円であり、その主なものは、純粹持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア他	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	98,342	43,167	49,624	12,767	203,901	—	203,901
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	51,942	521	335	40,152	92,950	(92,950)	—
計	150,284	43,688	49,959	52,919	296,851	(92,950)	203,901
営業費用	142,130	44,257	48,274	49,719	284,381	(90,228)	194,152
営業利益（△営業損失）	8,153	△569	1,685	3,200	12,470	(2,721)	9,748

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア他	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	183,649	86,558	99,057	24,075	393,341	—	393,341
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	99,954	1,044	546	74,752	176,298	(176,298)	—
計	283,603	87,603	99,604	98,827	569,639	(176,298)	393,341
営業費用	271,025	89,713	96,593	93,950	551,281	(167,099)	384,181
営業利益（△営業損失）	12,578	△2,109	3,011	4,877	18,358	(9,199)	9,159

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

(3) アジア他………オーストラリア、中国、シンガポール

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、第2四半期連結会計期間7,635百万円、第2四半期連結累計期間14,942百万円であり、その主なものは、純粹持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	44,474	55,404	44,919	144,799
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	203,901
III 連結売上高に占める海外 売上高の割合（%）	21.8	27.2	22.0	71.0

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	86,319	109,548	82,357	278,225
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	393,341
III 連結売上高に占める海外 売上高の割合（%）	21.9	27.9	20.9	70.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

(3) アジア他………オーストラリア、中国、シンガポール

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内に製品・サービス別の事業会社を置き、各事業会社は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「情報機器事業」、「オプト事業」及び「メディカル&グラフィック事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報機器事業」は、MFP、プリンター、プロダクションプリンティング機及び関連消耗品を生産しております。「オプト事業」は、光学デバイス及び電子材料等を生産しております。「メディカル&グラフィック事業」は、医療、印刷用製品等を生産しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	情報機器 事業	オプト事業	メディカル& グラフィック 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	266,051	69,157	44,916	380,125	11,700	391,825
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,014	361	698	3,074	26,836	29,910
計	268,065	69,519	45,615	383,199	38,536	421,736
セグメント利益	19,595	7,991	581	28,168	2,482	30,651

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	情報機器 事業	オプト事業	メディカル& グラフィック 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	133,270	33,983	23,892	191,146	6,021	197,168
セグメント間の 内部売上高又は振替高	968	205	383	1,556	14,654	16,211
計	134,238	34,189	24,276	192,703	20,676	213,379
セグメント利益	11,948	2,893	667	15,509	1,498	17,007

(注) 「その他」の区分には、計測機器事業及び産業用インクジェット事業等を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	28,168
「その他」の区分の利益	2,482
セグメント間取引消去	△2,692
全社費用（注）	△5,352
四半期連結損益計算書の営業利益	22,606

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	15,509
「その他」の区分の利益	1,498
セグメント間取引消去	△1,624
全社費用（注）	△2,621
四半期連結損益計算書の営業利益	12,761

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

短期借入金及びデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 短期借入金	51,868	51,868	—
(2) デリバティブ取引(*)	(210)	(210)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) デリバティブ取引

後述の「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	USドル	18,262	—	219	219
	ユーロ	22,107	—	△528	△528
	その他	4,596	—	△130	△130
	買建				
	USドル	4,328	—	△81	△81
	その他	2,739	—	△9	△9
	合計	52,034	—	△530	△530
	通貨スワップ取引				
	受取USドル/支払円	15,942	—	817	817
その他	2,844	—	△148	△148	
合計	18,786	—	668	668	

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引については、先物為替相場によっております。

通貨スワップ取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

金利関連

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定/受取変動	3,427	—	△31	△31

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計及び特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
778.18円	791.28円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額
第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 6.67円	1株当たり四半期純利益金額 16.29円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6.23円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 15.77円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	3,534	8,636
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,534	8,636
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,287	530,214
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) 受取利息(税額相当額控除後)	△35	—
四半期純利益調整額(百万円)	△35	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 転換社債型新株予約権付社債 新株予約権	30,578 529	16,785 679
普通株式増加数(千株)	31,107	17,465
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 6.10円	1株当たり四半期純利益金額 9.70円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 5.73円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 9.39円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	3,235	5,145
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,235	5,145
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,284	530,224
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) 受取利息(税額相当額控除後)	△17	—
四半期純利益調整額(百万円)	△17	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 転換社債型新株予約権付社債 新株予約権	30,578 574	16,785 686
普通株式増加数(千株)	31,153	17,472
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	3,976百万円
② 1株当たりの金額	7円50銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月9日

コニカミノルタホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月10日
【会社名】	コニカミノルタホールディングス株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長 松崎正年
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役 安藤吉昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長松崎正年及び当社最高財務責任者安藤吉昭は、当社の第107期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。